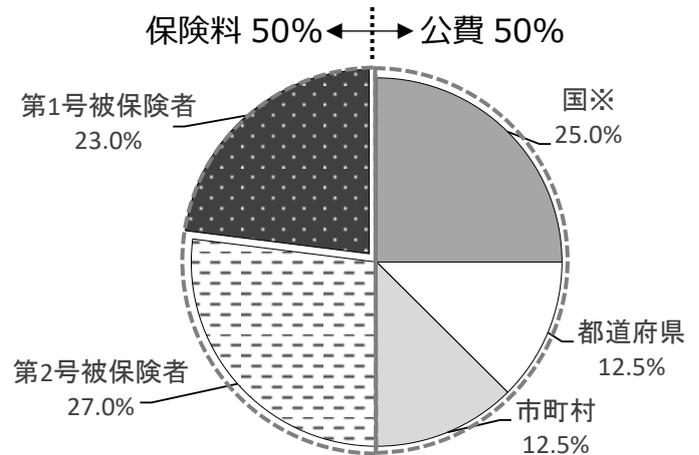


## 保険料の設定の考え方

### 1. 費用負担の割合

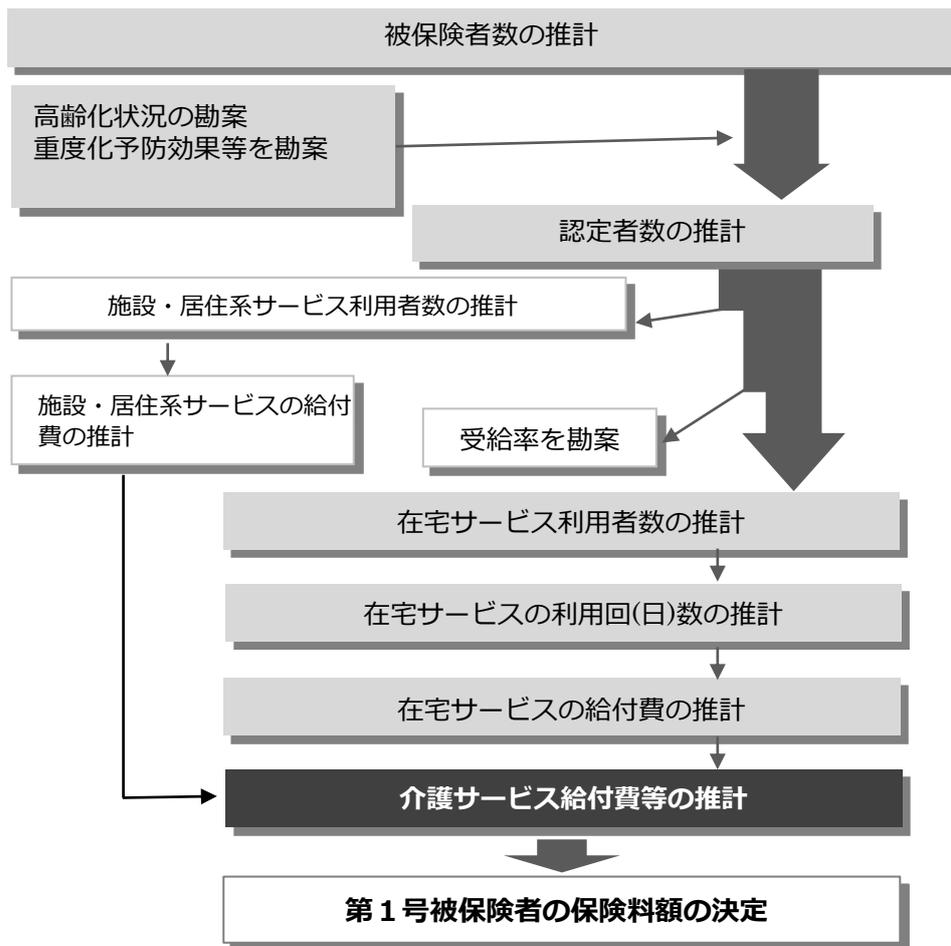
費用負担の割合は原則、50%が公費であり、50%が被保険者の負担となります。

公費負担の内訳は国が 25%、都道府県が 12.5%（施設給付費は国 20%、都道府県 17.5%）、市町村が 12.5%であり、保険料負担は第 1 号被保険者（65 歳以上）が 23%、第 2 号被保険者（40~64 歳）は 27%になります。



※国の負担分のうち 5%は調整交付金であり、75 歳以上の方の数や高齢者の方の所得の分布状況に応じて増減。

### 2. 総給付費の算定フロー



### 3. 被保険者数と認定者数の推計

#### ① 被保険者数の推計

(人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数		39,997	39,899	39,765
	第1号被保険者数	18,144	18,164	18,123
	第2号被保険者数	21,853	21,735	21,642

#### ② 認定者数の推計

(人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数		3,121	3,229	3,341
	要支援1	252	259	268
	要支援2	543	562	583
	要介護1	488	496	513
	要介護2	731	757	785
	要介護3	466	489	505
	要介護4	384	400	413
	要介護5	257	266	274
	うち第1号被保険者数	3,063	3,171	3,284
	要支援1	247	254	263
	要支援2	530	549	570
	要介護1	483	491	508
	要介護2	710	736	764
	要介護3	461	484	500
	要介護4	382	398	411
	要介護5	250	259	268

## 4. 給付費見込み

### サービスの種類

介護サービス	介護予防サービス
(1) 居宅サービス	(1) 居宅サービス
訪問介護	
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
訪問看護	介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
通所介護	
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
居宅介護福祉用具購入費	介護予防福祉用具購入費
居宅介護住宅改修費	介護予防住宅改修費
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
(2) 地域密着型サービス	(2) 地域密着型サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
地域密着型通所介護	
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
(3) 施設サービス	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
介護医療院	
(4) 居宅介護支援	(4) 介護予防支援

上記の各サービスの利用者数の推計をし、

[サービス別・要介護度別一人あたり給付額]×利用者数推計により総給付費を推計

## 標準給付費見込額及び地域支援事業費等の推計（暫定値）

（千円）

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 ①	5,034,086	5,249,321	5,474,937	15,758,343
総給付費	4,713,178	4,931,803	5,130,473	14,775,454
特定入所者介護サービス費等給付額 （資産等勘案調整後）	138,909	133,160	137,501	409,570
特定入所者介護サービス費等給付額	158,675	163,760	169,104	491,539
補足給付の見直しに伴う財政影響額	19,766	30,600	31,603	81,969
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	147,894	163,893	184,837	496,624
高額介護サービス費等給付額	152,287	171,306	194,166	517,759
高額介護サービス費等の見直しに伴う財 政影響額	4,393	7,413	9,329	21,135
高額医療合算介護サービス費等給付額	31,690	17,957	19,531	69,178
算定対象審査支払手数料	2,415	2,508	2,595	7,517
審査支払手数料支払件数（件）	71,019	73,762	76,299	221,080
地域支援事業費 ②	245,566	247,422	252,394	745,382
介護予防・日常生活支援総合事業費	133,266	135,043	139,992	408,301
包括的支援事業（地域包括支援センターの運 営）及び任意事業費	70,330	70,409	70,432	211,171
包括的支援事業（社会保障充実分）	41,970	41,970	41,970	125,910
第1号被保険者負担分相当額（23%） ③	1,214,320	1,264,251	1,317,286	3,795,857
調整交付金相当額（5%） ④	258,368	269,219	280,747	808,333
調整交付金見込額 ⑤	168,972	192,222	220,667	581,861
調整交付金見込交付割合（%）	3.27	3.57	3.93	
後期高齢者加入割合補正係数	1.0433	1.0304	1.0152	
所得段階別加入割合補正係数	1.0307	1.0307	1.0307	
市町村特別給付費等				
市町村相互財政安定化事業負担額				
市町村相互財政安定化事業交付額				
保険料収納必要額 ⑥				
予定保険料収納率（%） ⑦				99.3
所得段階別加入割合補正後被保険者数（人） ⑧	***	***	***	***
準備基金取崩額 ⑨	***	***	***	***

## 第1号被保険者負担割合相当額（③）

$$= (\text{標準給付費見込額①} + \text{地域支援事業費②}) \times \text{第1号被保険者負担割合（23%）③}$$

## 保険料収納必要額（⑥）

$$= \text{第1号被保険者負担割合相当額③} + \text{調整交付金相当額④} - \text{調整交付金見込額⑤} - \text{準備基金取崩額⑨}$$

## 保険料基準額（月額）

$$= \text{保険料収納必要額⑥} \div \text{予定保険料収納率⑦} \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数⑧} \div 12 \text{月}$$

## 5. 保険料基準額の算定（参考：第7期）

所得段階別の保険料率の設定

所得段階	所得区分	基準額に対する割合	保険料 (年額)
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.49	32,930円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人年金収入等が80万円を超え120万円以下	0.56	37,630円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人	0.59	39,650円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等が80万円以下	0.69	46,370円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等が80万円を超える方	1.00	67,200円
第6段階	市民税課税者で、かつ合計所得金額が120万円未満	1.20	80,640円
第7段階	市民税課税者で、かつ合計所得金額が120万円以上150万円未満	1.25	84,000円
第8段階	市民税課税者で、かつ合計所得金額が150万円以上200万円未満	1.30	87,360円
第9段階	市民税課税者で、かつ合計所得金額が200万円以上240万円未満	1.50	100,800円
第10段階	市民税課税者で、かつ合計所得金額が240万円以上300万円未満	1.60	107,520円
第11段階	市民税課税者で、かつ合計所得金額が300万円以上340万円未満	1.70	114,240円
第12段階	市民税課税者で、かつ合計所得金額が340万円以上400万円未満	1.75	117,600円
第13段階	市民税課税者で、かつ合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.85	124,320円
第14段階	市民税課税者で、かつ合計所得金額が500万円以上650万円未満	2.15	144,480円
第15段階	市民税課税者で、かつ合計所得金額が650万円以上800万円未満	2.20	147,840円
第16段階	市民税課税者で、かつ合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.25	151,200円
第17段階	市民税課税者で、かつ合計所得金額が1,000万円以上	2.30	154,560円

※上記の表は第7期の所得段階別の保険料率です。第8期の所得区分や保険料率は、現在算定中。